

碑文谷フットボールクラブ 規約

第1条 (名称)

本団体の名称は碑文谷フットボールクラブとし、碑文谷フットボールクラブが管理・運営を行う。

第2条 (所在)

主たる活動場所は、目黒区立碑小学校、目黒区立向原小学校を中心としその他公共の施設とする。

尚クラブの所在地を 〒133-0073 東京都江戸川区鹿骨 5-33-8 に置く

第3条 (目的)

碑文谷フットボールクラブは学校・チームの枠組みを超えた活動の中で、キッズ(未就学児年代)ジュニア(小学生年代)の指導体制を確立することにより、長期的な視野でサッカー選手を育成することを目的とする。

第4条 (入会資格)

碑文谷フットボールクラブに入会するものは以下の条件を満たしていなければならない。

碑文谷フットボールクラブの目的に賛同し、規約、規則を厳守するものであること。

第5条 (入会手続き)

碑文谷フットボールクラブに入会を希望する者は、所定の手続きに基づき、申し込みを行う。

入会の申し込みは、随時行うものとする。

入会希望者は、入会申込書に必要事項を記入し提出、年会費、月会費を納入する事

第6条 (会費)

会費とは次のものをいう。

・年会費(新年度の前に支払うものとする。) 年度途中入会者は 前期期間は全額 後期期間は半額 (保険料、選手登録費、大会参加費等を含む。)

・月会費(前期 4月～9月 後期 10月～3月) 月会費は半期ごとの支払いになる

※一旦納入した会費は、原則として理由の如何を問わず返還しない

第7条 (会費の不返納)

会員が事前の承認を取る場合を除いて、会費の支払いを怠った時、碑文谷フットボールクラブは、指導を停止し、除名することが出来る。

第8条 (活動日程)

活動予定は連絡網又はホームページに記載してあるものに従う。

やむを得ない理由が発生した場合は、日程変更や時間変更する場合がある。

第9条 (指導内容)

日本サッカー協会作成の指導教本などを参考に各年代の指導要綱及び細目を定め、それに基づき個別の具体的練習法により、碑文谷フットボールクラブのコーチが指導を行う。

第10条 (事故の処理)

碑文谷フットボールクラブの活動中及び往復途中の事故に対しては、スポーツ安全保険の範囲内での対処とする。

また、碑文谷フットボールクラブの活動中の事故に対する指導者への賠償責任、他人に障害を与えたとき及びその他物損に対する賠償責任についても、スポーツ安全保険の範囲内での対処とする。碑文谷フットボールクラブは、上記の責任の責任を負わない。

第11条 (休会・退会)

休会・退会をする会員は、代表または監督に口頭にて伝え休会届けまたは退会届けを提出しないといけない (休会及び退会する月の前月の15日までに)

第12条 (通知義務)

碑文谷フットボールクラブ会員は 住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先の必要事項の変更が生じた場合には、速やかに本クラブに報告しなければならない

第13条 (健康管理)

碑文谷フットボールクラブの練習に参加する会員の健康状態に関しては、常に保護者が責任を持って管理するものとし、碑文谷フットボールクラブは一切の責任を負わないものとする

第14条 (障害事故)

練習中または、試合中の事故については、本クラブで応急処置を行うが、その後の処置については、保護者が責任を負うものとする。

第15条 (会員は次のことをよく守らなければなりません。)

- ・練習、試合会場内では、スタッフの指示に従い、ルールを守り、マナーを正しくすること。
- ・クラブの秩序とチームワークを守り、クラブの目的にそうよう努力すること。
- ・クラブ内外を問わず、スポーツマンとして恥ずかしくない行動をすること。
- ・碑文谷 FC 選手規則を守り、マナーを正しくすること。

第16条 (除名)

碑文谷フットボールクラブの規約、規則に繰り返し違反する、または碑文谷フットボールクラブの理念や活動にふさわしくない行動(チームの活動中及び練習時、練習試合時、公式戦等で相手、審判、本部役員等に対しての悪態、暴言、悪質な反則等)をおこなった者に対し、碑文谷フットボールクラブは除名をすることができる。

第17条(規約の改正)

碑文谷フットボールクラブ規約は、随時改正することができる。
その際は変更を連絡網にてお知らせしホームページに掲載する。

第 18 条 (施行)

碑文谷フットボールクラブ規約は、令和元年 5 月 1 日より施行する。
この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

碑文谷フットボールクラブ
施行 令和元年 5 月 1 日